

許可申請等に関するFAQ（よくある質問）

【経營業務の管理責任者（経管）について】

Q 経管は他社の役員との兼務は可能か？

A 経管は許可を受けようとする営業体において「常勤」でなければなりません。仮にフロアが同じであっても他の営業体であれば、他社の常勤役員との兼務は認められません。なお、他社の非常勤役員との兼務の場合は、「非常勤証明書」などの提出をお願いする場合があります。

Q 経管が置かれる営業所は本店以外でもよいか？

A 建設業を営まない登記上の本店で主たる営業所が本店以外の場合を除き、本社・本店勤務が求められます。

Q 経管としての経験年数に、非常勤役員であった期間を含めてよいか？

A 含めても構いません。ただし、取締役会や株主総会への出席がほとんどないなど、建設業の経營業務を管理した経験が実質的にない場合などには認められない場合があります。

Q 経營業務管理責任者証明書（様式第7号）の証明者はだれでもよいか？

A 証明者は原則として使用者であった者から証明していただきます。また、佐賀県では、原則として建設業の許可業者でお願いしています。なお、更新や業種追加の申請の場合は、自己証明を認めています。

Q 経管（又は専任技術者）は、県や市町村議会の議員と兼務できるか？

A 原則として、営業所への常勤・常駐が求められる経營業務管理責任者と専任技術者は、会期中、相当期間議会に拘束される地方議会の議員との兼務は認められません。許可取得時には議員ではなかったが、その後議員になられた場合は変更が必要になります。

Q 経管と専任技術者は兼務できるか？

A 兼務できます。ただし、経營業務管理責任者は本社・本店等の勤務が必要ですので、本社・本店等における専任技術者との兼務のみ認められます。

【専任技術者について】

Q 専任技術者の「専任のもの」という考え方を詳しく教えてほしい。

A 逐条解説によれば、「その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者」をいい、したがって、「雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならない」とされています。

なお、次のような場合は取扱上専任とは認められないケースがあります。

- (1) 住所が著しく遠距離にあるため、常識上通勤不可能な者
- (2) 他の営業所の専任技術者になっている者
- (3) 他の法令により特定の事務所において専任を要することとされている者（建築士事務所の建築士、専任の宅地建物取引主任者など。ただし、営業体と営業所が同一の場合は兼ねることができます）
- (4) 他に個人営業を行っている者（佐賀県では農業を除く）、他の法人の常勤役員となっている者など、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

Q 他の会社からの出向社員を専任技術者とすることができるか？

A 出向社員であっても、常勤性が確認できれば専任技術者として認められます。

Q 複数の業種を一人の専任技術者で担当できるか？

A 必要な資格等をお持ちであれば、一人何業種の専任技術者になられても構いません。

Q 学歴の確認が必要な場合、必ず「卒業証明書」を取らなければならないか？

A 卒業学科が確認できるのであれば「卒業証書」の写しでも構いません。

Q 建築一式工事を請けながら、大工工事を施工していた。10年間で2業種の実務経験が認められるか。

A 認められません。原則として、一つの業種について満10年以上の実務経験が必要です。ただし、建築一式→大工、土木一式→とび・土工などへの実務経験の振替が一部認められています。

【建設業法第7条第2号（ロ）の実務経験要件の緩和】

○ 一式工事から専門工事への実務経験の振替えが認められるもの

- ・「土木一式」⇒「とび・土工」「しゅんせつ」「水道施設」「解体工事」
- ・「建築一式」⇒「大工」「屋根」「内装仕上」「ガラス」「防水」「熱絶縁」「解体工事」

○ 専門工事間での実務経験の振替えが認められるもの

- ・「大工」⇔「内装仕上」

○ 専門工事での実務経験の振替えが認められるもの

- ・「とび・土工」⇒「解体」

○ また、上記の実務経験の振替えが認められる業種については、営業所の専任技術者となろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験を合わせて12年以上（専任技術者になる業種については8年超必要）有していれば、営業所の専任技術者になる資格を有しているものとして取り扱います。

Q 以前勤めていた会社が倒産した。実務経験証明書の証明者はどうすればよいか？

A 佐賀県では原則として建設業の許可業者でお願いしています。本人の実務経験について十二分に証明しうる方からの証明をお願いします。

【財産的要件について】

Q 金融機関の残高証明はいつ時点のものでもよいか？

A 佐賀県では、申請日から1か月以内の残高を証明したものをお願いしています（※預金残高証明の場合は「〇年〇月〇日現在」の現在日が1か月以内であること）。また、複数の残高証明の合算とする場合は、同一日現在の残高によるもののみ有効です。

Q 新規許可を受けて3年後に業種追加の申請をしたい。残高証明は省略できるか？

A 許可を受けて継続して5年以上の営業の実績があれば省略できますが、満たない場合は改めて財産的要件を確認します。

Q 許可切れ新規の場合は、残高証明の省略は認められるか？

A 認めていません。改めて財産的要件の確認を行います。

Q 残高証明として示した500万円というのは、許可を持っている間は使えないのか？

A 法は資金調達能力を求めているものであり、凍結しておく必要はありません。

【業種の考え方について】

Q 一式工事と専門工事の違いは何か？

A 建設業の許可は、2つの専門工事と27の専門工事に対応した許可の業種に区分されています。

① 一式工事とは「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事」と定義されます。この中には、複数の専門工事の組み合わせで構成される工事（例えば、住宅の建設における大工工事、左官工事、屋根工事、電気工事等）も含まれます。また、単一の専門工事であっても、工事の規模、複雑性などからみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれるでしょう。

② 専門工事は、左官工事、屋根工事、塗装工事などの工事内容の専門性に着目した建設工事の種類で、一式工事とみられる大規模、複雑な工事等を除いたものが該当します。したがって、工事内容に複数の専門工事があったとしても、必ずしも一式工事とはならない点には注意が必要です。それが主たる建設工事と主たる工事の施工により生じた（あるいは施工するために必要な）従たる工事との複数工種となるのであれば、主たる工事による専門工事となるでしょう。

Q 一式工事で許可を取得したが、専門工事も請負・施工できるのか？

A 許可を要しない「軽微な建設工事」を除き、それぞれの業種の許可が必要になります。

【その他】

Q 本店では建設業を営まない。一営業所でのみ建設業の許可を取ることはできるか？

A 登記上の本店と建設業許可での「主たる営業所」が異なっても構いません。「主たる営業所」での許可を取るためには、（代表者は本店でも構いませんが）経營業務管理責任者と専任技術者は当該営業所に常勤する必要があります。

Q 経營業務の管理責任者や専任技術者を変更し、変更届の提出を怠っていたが、更新申請により変更するので、変更届の提出を省略してよいのか？

A 省略することはできません。更新は「既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で申請する場合」となり、更新申請の前に変更しておくことが必要です。

Q 個人から法人成りしたが、許可は引き継がれるか？

A 人格が異なることとなりますので、新規申請をしていただくかなければなりません。なお、経営事項審査や県の入札参加資格については、要件を満たせば承継を認めています。

Q 納税証明書で税金を滞納していた場合はどうなるか？

A 滞納は許可の拒否（不許可）の要件ではありません。

Q 申請用紙はどこで入手するのか？

A 県のホームページから入手することができます。また、規則に定められた統一様式であれば、コピーや自分で作成したもので結構です（規則様式のスタイルを大幅に変更したものを除く）。

Q 申請書はすべて手書きしなければならないか？

A コピーされたもので構いませんが、陰影のみは押印をお願いします（印影の写しは不可）。

Q 郵送で申請することはできますか？

A 窓口での書類の審査・確認が必要なことから、郵送での申請・届出の受付は行っていません。

本店所在地を管轄する県土木事務所管理課まで持参提出をお願いします（知事許可は正本1部と副本2部、大臣許可は正本1部と副本1部）。

Q 申請してから許可を受けるまでにはどのくらい期間がかかるのですか？

A 知事許可の場合は、県土木事務所で申請書を受け付けてから概ね40日程度かかります。

大臣許可の場合は、県土木事務所で申請書を受け付けてから概ね120日程度かかります。

※この期間には、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間は含みません。また、適正な申請がなされていても、審査のため、申請者に必要な資料の提供等を求めてから申請者がその求めに
応答するまでの期間は含みません。

Q 有限会社から株式会社に組織変えした場合も新規申請が必要か？

A 有限会社法第67条による組織変更の場合は「変更届」の提出で結構です。同様に、中小企業団体の組織に関する法律第100条の3の規定に基づき、協同組合、企業組合等から株式、有限会社等への組織変えが行われた場合も「変更届」の提出で結構です。

Q 財務諸表は「税抜き」「税込み」どちらで記入するのか？

A 財務諸表は、その旨記載していただければ「税抜き」「税込み」いずれの記載でも構いません。ただし、経営事項審査を受ける予定がある場合は、分析機関から「税抜き」表記での財務諸表の提出が求められますので、(課税業者であれば)最初から「税抜き」表記の財務諸表を作成された方がよいと思われます。